マンションの管理不全予防と是正施策

令和元年11月1日

一般社団法人日本マンション管理士会連合会 瀬下 義浩

マンションの管理不全予防と是正施策

・マンション管理適正化診断サービス

日本マンション管理士会連合会(以下「日管連」という。)の全国会員団体に所属 するマンション管理士が「業務マニュアル」に定めた共用部分の管理状況を診断

• 管理組合損害補償金給付制度

第三者管理方式やその他管理組合監事等の役員として管理組合資金口座の銀行印を 預かる場合に、日管連が会員会所属マンション管理士の不正行為による管理組合の損害を補償

マンション管理適正化診断サービス 概要説明

- 平成27年7月1日よりサービス提供
- 管理組合の申し込みにより同診断を実施
- 組合負担なし(無料)
- ・実施は、所定の研修受講と「マンション管理士賠償責任保 険」加入の条件を満たした**診断マンション管理士**
- 診断結果として診断項目チェック表と診断レポートの提供
- ・診断評価は満点を100 p として換算、「S」「A」「B」の 三段階として表記



マンション管理適正化診断サービス 目的

マンション管理の重要性の社会的認知度の促進→特に管理組合員においての

関心度の引き上げ

・管理状況にかかわらない 築年数別保険料設定に対する一石

- ・ 高経年マンションの高額保険料負担に おける財政破綻予防
- 研修及び診断時の現場経験による 所属マンション管理士のボトムアップ

※参考2015年業界紙掲載保険料比較表

第377マンション(RD)第 モデルケース(2015年10月以降)

/								
			提携損保会社					
新築	216, 320	(216, 530)	184,000~175,150	297, 920 (231, 680)	274, 410	(232, 930)	190, 260	(292, 700)
築5年	262, 100	(262, 710)	269, 240~175, 150	379, 420 (268, 240)	315,860	(268, 900)	259, 260	(330, 050)
″ 10¶≒	336, 020	(336, 940)	390,710~175,150	453, 140 (303, 550)	368, 190	(300, 690)	371, 890	(370, 170)
# 15年	470, 150	(471, 640)	510, 800~175, 150	590, 930 (353, 280)	500, 240	(409, 560)	575, 840	(486, 670)
# 204E	533, 710	(535, 750)	1, 357, 950~175, 150	807, 470 (473, 580)	794, 350	(651, 160)	689, 930	(602, 440)
″ 25年	647,750	(650, 620)	1, 357, 950~175, 150	1, 146, 890 (664, 900)	876, 610	(741, 340)	822, 700	(602, 440)
# 30 4 €	685, 340	(689, 000)	1, 357, 950~175, 150	1, 520, 610 (697, 700)	929, 380	(786, 710)	822, 700	(602, 440)
# 354£	685, 340	(689, 000)	1, 357, 950~175, 150	1, 520, 610 (697, 700)	929, 380	(786, 710)	822, 700	(602, 440)

マンション管理適正化診断サービス メリット(インセンティブ)

・ 診断結果を採用する損害保険会社から評価を反映した管理組合火災保険 の見積の提供(高評価による割引)

・ 同様に「S」評価の場合には、診断マンションの個別専有部における火災

保険の割引適用

• 「S」評価マンションにはS評価ステッカーの贈呈

・ネット住宅情報機関に管理状況評価として 「S」及び「A」評価の記載(来春開始予定)



マンション管理適正化診断サービス 実績と影響

・診断件数 令和元年9月末日現在9,707棟(全国13万棟における約7.5%)「S」及び「A」評価件数 7,440件

・ 令和元年10月保険料値上げに伴い、保険事故状況による割引だけ ではなく、診断採用損保会社以外の大手損保で優良物件割引適用

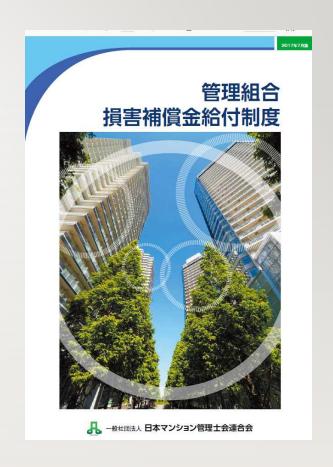
マンション管理適正化診断サービス期待される効果

- ・高評価マンションにおいては、適正な管理の維持 「B」評価マンションにおいては、診断レポートを指針に 今後の管理状況向上促進(管理不全の防止)
- 管理状況を中古不動産流通価格に反映(適正管理マンション化率向上の推進)
- マンション管理士活用の管理組合周知(専門家活用への ステップ)

管理組合損害補償金給付制度

概要説明

- ・ 平成30年9月より制度運用開始
- 総会監督型第三者管理方式やその他管理組合監事等の役員 として日管連が会員会所属マンション管理士が管理組合資 金口座の銀行印を預かる業務において、不正行為による管 理組合の損害与えた場合の補償制度
- 組合負担なし(無料)
- 制度運営事務費は実施マンション管理士が負担



管理組合損害補償金給付制度

概要説明 2



- 損害補償金は1億円を上限として、実際の損害額を補償
- ・認定マンション管理士制度の創設

所定の研修受講

効果測定試験制度

「マンション管理士賠償責任保険」加入の条件を満たした 認定マンション管理士が受託した業務に対して補償

管理組合損害補償金給付制度

期待される効果

第三者管理者業務を包括した新たな管理形態の創出

<対象とされる管理形態>

- マンション管理士による第三者管理者(総会監督型)
- マンション管理業者管理者物件におけるマンション管理士よる監事職 (組合資金口座印は監事保管)
- 理事会型組合運営における外部専門家役員として組合資金口座印を保管 (組合員の不正防止対策)

管理組合損害補償金給付制度目的と実績

- ・平成28年度改正マンション標準管理規約に則した専門家活用の促進
- 小規模高経年マンションの役員のなり手不足による管理不全化の防止
- 不正による管理組合財政の破綻防止(含専門家活用による予防保全)
- 管理組合に専門家を安全・安心に活用できる状況の提供
- <実績>令和元年10月現在

第三者管理者物件4件

管理業者管理者物件における印鑑保管監事職業務 2件

管理不全の是正

- 高経年小規模マンションにおける管理不全状況の改善 自主管理マンションにおいて傾向が強い
- ・管理会社が受託できない 経済上の問題や管理責任が負えない状況
- →専門家としてマンション管理士が関与することによって管理会社が受託 できる状況に改善

いずれ建替え等再生事業を実施するにしても、適正な管理を維持していないと合意形成が困難(滋賀県マンション実例)